

第 I 次大戦期の資本主義発展と農村の動揺

—愛知県鳴海町小作争議の事例を通して—

平賀 明彦*

要旨

日本資本主義は、第 1 次世界大戦期に未曾有の経済発展を遂げ、全体の産業構造においても農業国から工業国に転ずるきっかけとなった。その一方、強固な地主制の下、高率小作料の重荷を負った農業は停滞的であり、収益及び生産性における農工間の格差は著しい懸隔を示すことになった。そのような資本主義発展の典型と言える名古屋市の近接農村では、その両者の格差が小作争議を発生させることになった。市の経済発展の影響を直接受けた隣接の鳴海町では、工場の高賃金に誘われて農業から離脱し労働者となる下層農民が生まれる一方で、そのように容易に転出できない多くの小作農民は、都市的労賃水準の確保を小作料減額によって果たそうと争議に結集したのである。ここでは、その小作側の立場にたって論戦を展開した弁護士、雫本郎造の主張と行動を追いながら、終息に至るまでの経過を明らかにした。

はじめに

本稿は、1920年代小作争議について、その発生原因を、当時著しい経済発展を遂げた都市と、相対的な意味で停滞的であった農村との隔たり、そこから来る矛盾の発現としてとらえる視点から、個別事例に即して分析を試みたい。そこで、対象地を、この時期顕著な都市的発展を遂げた名古屋市周辺の農村に設定した。

対象とした地域は、名古屋市の南東に位置する鳴海町である。名古屋から熱田、そしてさらに南東に歩を進めると、絞りで有名な有松に辿り着くが、ここ鳴海町はその一角に位置していた。まさに名古屋市に隣接した地であり、I 大戦後の名古屋の経済発展と急激な都市化の影響をダイレクトに受けたことがうかがえる。典型的な大都市近接の農

*子ども学部子ども学科

HIRAGA Akihiko : The Development of Capitalism and Rural Area Protest during the First World War : cases of peasant riots in Narumi-cho, Aichi Prefecture

村で、都市と農村の懸隔と矛盾が、前者の飛躍的経済発展の中で、顕著な形で現出したであろうことが想像できるのである。ここでは、I大戦中及び戦後の名古屋の経済発展の実情を具体的に明らかにしておくことから始め、周辺農村との矛盾の顕在化としてとらえられる争議の実態解明に進んで行く。その際、争議の渦中で大きな役割を果たした弁護士、雫本朗造の思想と行動についても焦点を当てて行きたい⁽¹⁾。雫本の活動の中に、1920年代小作争議に収斂された、当時の農村が抱えた矛盾と問題点が凝縮されていると考えるからである。

第1次世界大戦後の空前の好景気の中で、日本資本主義は未曾有の経済発展を遂げた。明治末、日清・日露の戦間期に、経済体制としての日本資本主義は確立したが、先進諸国に比してそれはまだまだ脆弱なものであった。しかし、欧州を主舞台として展開したI大戦の戦時利得を、戦禍にまみえることなく取得できた日本は、飛躍的な経済発展を遂げ、アジアで唯一の資本主義国としての内実を整えていった。その後、すぐさま戦後恐慌に襲われ、以後も金融恐慌、昭和恐慌の荒波を被る中で、決して順風満帆な航海を遂げられたわけではなく、それ故に、戦時経済にその脱出の道を弄る誤った航路を辿ることになってしまったが、それはまだ後年のことで、少なくとも、このI大戦中及び直後は、未だかつてない好景気の中で、日本の資本主義は著しい経済発展を遂げたのである。

それは、これまでの近代化過程で、農業国としての産業構造を払拭できないでいた経済体制を一挙に工業国として体質転換を遂げる契機となり、資本主義経済の発展が、都市の発展と結びつき、4大都市をはじめ、主として県庁所在地を中心に各地の中小都市の都市的発展を促すことになった。そしてそれはまた、一方で、農業と工業の産業間の格差を、後者の伸びが前者を圧倒する形で決定的とし、そこにおける利益収取の懸隔が、産業構造としてだけでなく、その担い手の所得格差の形で顕在化し、そこに起因する社会変動を歴史の表舞台に現出させることになった⁽²⁾。本稿では、その実例を、名古屋市周辺農村の小作争議を事例として検証してみようと思う。そこで、以上示したような、I大戦期の経済変動の様相を、対象地域に引きつけて特徴づけておこう。

名古屋市の経済発展と鳴海町への影響

中日本最大の都市である名古屋が、近代に入ってその基礎を固めたのは、明治20年代にまで遡ることができる⁽³⁾。1886(明治19)年に、東海道線が開通し、笹島に停車場が新設され、これまで、熱田地域に向けた南東方向に市域を拡大し、都市的発展を進めてきた名古屋が西部地域に延伸していく起点ができあがった。実際にこれをきっかけに従来の笹島街道は拡幅され、陸路交通の中心として機能することになり、後年の栄町通りの原型が出来上がっていったのである。そしてこの陸路の充実を背景に、明治期だけで

5 回の町村合併が繰り返され、名古屋市域そのものが広がっていった。1878（明治11）年、郡区町村編制法により誕生した名古屋区が、市制施行により名古屋市となったのは、1889（明治22）年であったが、この時の市域は、現在の東区、中区を中心とした地域で、約13.4 km²、人口は約15.7万人であった。この2年後濃尾震災により大きな被害を出す、明治末にかけて名古屋港の整備も進み、その港への鉄道も敷設され、大正期以降の産業発展の基礎が整えられていった。築港整備により千トン未満の船舶の出入りが中心であった名古屋港の海運も、3千トンクラスの入港が増え、I 大戦期には5千トン以上の大型船舶の寄港数も増え、市の経済発展の原動力になっていった。

これらとほぼ同じ時期、熱田町を編入し、宿場町であった「宮」も合することとなったため、市域はほぼ2倍に膨れ上がった。さらに数年後千種町を編入し、この頃、市に区政を実施し、中区、東区、西区、南区が設置された。このような経過を辿りながら、明治末から大正期にかけて名古屋の発展は続き、1925年には、東京、大阪に次ぐ全国3位の人口を誇る大都市となっていったのである⁽⁴⁾。

このような鉄道、港湾を中心とした交通機関の整備を基礎に、市域を拡大していく中で名古屋は都市的発展を遂げていったが、その概要は紙数の関係から別稿に譲ることとしたい⁽⁵⁾。

ここで対象地とする鳴海町は、この名古屋市に隣接し、この都市拡大の波を直接被った農村だった。鳴海町は、16世紀末～17世紀初め、東海道が整備される中で、宿駅が置かれることになって発展した⁽⁶⁾。明治維新以前は、街道沿いには宿屋と旅人相手の商家が建ち並び、その裏に、馬方人足や駕籠かきの人々が住まうような構造で、宿場町として栄えていた。

しかし、近代に入ってその機能は大きく変化した。大名の参勤交代はなくなり、宿駅制も廃されたので、それまでの街の賑わいはすっかり失われ、これといった産業もなかった鳴海からは次第に人々が遠のいていった。そういった中、周辺農村で、土地を借りて農耕に従事する人々が少しずつ増えていったのが明治20年ぐらいからで、賃小作による耕地の需要が増えていったため、土地を貸し、そこからの小作料収入のみで生活を立て、農耕に携わらない地主も増えていった。こういった不耕作地主と小作人との明確な経済的格差は、以後拡大する一方で大正期に向かっていくこととなった。

その一方で、I 大戦によりもたらされた空前の好景気は、名古屋を一躍活気づけ、周辺農村も巻き込んで工業化の波が吹き荒れた。その折に、名古屋電気鉄道が、熱田から有松まで延びて来て、沿線住民の移動手段が確保された。このため、名古屋に次々と出来上がっていった大工場に向けて、鉄道周辺の農村から大量の人々が工場労働者として通勤を始めることとなり、農家の人手が瞬く間に失われていった。

争議に向けた動きと地主の結集

鳴海町における地主小作関係の悪化は、このような周辺事情を背景に表面化した。1917年は秋の長雨で不作の年であった。そのため、2割5分の減免要求が小作人から出され、これを地主側が受け入れず、一部地主が小作料滞納を理由に一部小作人を掬米請求で区裁判所に訴えたことによって紛議となった。結果的には裁判とはならず、判事の勧告で小作人が掬米を納入することで一端はおさまった⁽⁷⁾。

しかし、小作側は、この決着を不服として、大挙して地主宅に押し掛けるなどして、示威行動を続け、3割減に要求を増やしたり、小作地全面返還を言い立てるなど強硬な姿勢を崩さなかった。そのため、紛争は翌年まで継続され、やっと4月になって、地主側が2割5分減免を承認することで決着をみた。自然発生的な様相を多分に呈していたこの年の争いでは、小作側が緩やかではあるが、全体で結束し、足並みを揃えていたのに対し、地主側は横の連携を取らず、個別に対応していたようで、そのことが結果に反映したとも言える。

翌1918年は米騒動の年で、8月、名古屋で起きた騒動に加わった人々が町にも押し寄せる形で鳴海町にも波及してきた。その波に、町の人々も加わり、米屋や地主宅を襲い家屋損壊の被害を出したのである。その結果町の人では十数人が検挙、起訴された。前年の係争の経験があるため、小地主を先頭に動揺が走り、米騒動以前から出されていた掬米減額の要求に応じる形で、例年よりも多い、2割7分5厘程の引き方を、多くの地主が承認することとなった。

鳴海町はこのような状況であったが、隣村の笠寺村本星崎では、小作人側の2割5分引きの減免要求に地主側が1割5分まで対抗し、裁判所の仲裁に持ち込まれた結果、小作側有利の条件で決着することとなった。すなわち、小作料の2割は、今後豊作年に、3カ年の分納で納め、さらに5分は、実勢米価より格安の金納で良いとの裁定で、これは小作側にとって要求以上に有利な条件であった。この結果、地主が裁判に訴えることを恐れていた小作側が、むしろ訴訟に持ち込むことを得策と考えるようになり、掬米減額を要求する小作人側の裁判に対する認識を大きく変えることになった。そしてそのことは、以後、小作人側の結束をより強めていくことに繋がっていったのである。

実際に、翌19年も平年作であったが、小作人側は団結を強め、総じて3～4割の減額を求めて地主側と相対する姿勢を示した。鳴海町及びその周辺の小作人組合の数も増え、そこに集結する小作人の数も相当増えていったと言われている。前年の本星崎の成果が多分に影響していたことは間違いないだろう。

このような小作人側の結束強化に対抗し、地主側も横の連携を強めることになった。鳴海町の有志30名ほどが集まり、「尚農会」と称する地主団体を結成した。1919年のことである。「善良ナル小作人ヲ保護奨励スルコト」⁽⁸⁾を第1の目標に掲げたこの会は、農

事奨励等を掲げながらも「地主、小作人間ノ紛擾ヲ調停スルコト」を明記していたように、その目的ははっきりしていた。会員外で、所有地価7万円以上の村外地主、下郷次郎八、6千円以上の塚本孫兵衛などの名前も見えていたが、中心は、地価1万8千余円の野村三郎、1万6千余円の加藤徹三、1万3千円近くの寺島彦一郎などの在村の大地主で、そのもとに中小地主が結集した形であった。この会結成とともに、まずは弁護士を立て、前年から小作米の不納を続けている数名の小作人に対して、捷米請求訴訟を名古屋地区裁判所に提起することから行動を開始したのである。

そして、同会に結集した地主たちは、小作米未納の小作人がいる場合、その完納を催告するとともに、賃貸借契約解除の内容証明郵便を送達するといった強硬手段に打って出た。このため、地主小作関係は一挙に緊張状態を加速することになったのである。もとより、このような地主側の対応を引き出したのは、小作側の攻勢的姿勢であったことは明かなので、米騒動前後の小作層を中心とした農民側の動きが両者の対抗姿勢を顕在化させたことは間違いない。そして、この様相が、地主小作双方で、より組織的、行動的要素を加えて行くことによって、争議に向けた抜き差しならない状況が出来上がっていったのである。

耕地整理組合の設置と事業の開始

地主側はこのような情勢に対し、小作側との融和策として耕地整理事業への取り組みを提起した。先の尚農会にしても、農事改良などを主目的としつつも、地主小作間の融和を図ることが目的だったわけで、その意味では、手を尽くした懐柔策で、小作人側の軟化を図り、何とか安定した地主小作関係を取り戻そうと試行錯誤を繰り返していたとも言える。もとより、これらは地主側の慰撫策であり、高揚する小作人側のエネルギーを少しでも削ぎ、沈静化させることを目指した弥縫策に過ぎなかった。それでも、これらを提起し積極的に推進しようとしたのが、先の加藤徹三、そして所有地価1万円余の下郷竹三郎、8000円以上の下郷誠一といった、村内でも上位の大地主たちであったことを考えると、土地所有のヒエラルキーに沿った地主層の結束の下に、全体の合意形成を背景に小作人対策が実行されていたことがわかる。I大戦期以降の、予断を許さぬ両者の緊張関係が良く示されていると言えよう。

実際に町の農業生産を取り巻く環境は決して良好なものとは言えず、小作人を含めた耕作者の側からも、以前から改善の訴えが出されていた。とくに水路整備が遅れており、そのため排水が悪く、二毛作を難しくしていた。また、道路整備も行き届いておらず、農作業が不効率となり、生産に支障を来していた⁽⁹⁾。そこで最も水路整備が遅れている町の西部の120町歩を区画整理し、水路、道路を整備することで長年の懸案を解決しようと計画が立てられた。もとより、この時期にそれを実行に移すことが、小作争議対策と

しても有効であるとの見通しを持ったからである。

当初小作人たちが耕地整理には賛同していたので、実施に向けての動きはスムーズに進んでいった。県農務課の係官が来村し、村役場で説明会や準備委員会が開かれ準備がスタートしたのは、1920年に入ってからであった。必要な事務手続きなどがスピーディに進められる中、その年の内に耕地整理組合が設立され、事業計画が立てられていった。組合の設立総会では、1920年度の収穫後、そして翌年度の耕作前の2月～5月の間に、全体100町歩中の20町歩を第1期工事として進めることが決まっていた。そして実際に、翌21年2月から整理事業はスタートし、3月末には計画の約7割近くが完成した⁽¹⁰⁾。

この耕地整理の進捗によって、これまで種々の形状で散在していた田圃が、1枚1反歩に揃えられた形で整理されていくわけなので、当然、田面の形状も変わり、これまでの入り組んだ耕作地の関係が不分明になるところが出て来る。もちろん、耕作者に対しては1筆ごとの測量により、それまでの耕作反別が正確に割り出され、それに見合った代替地が、一時的な場合も含め支給されることになった。そして、数字の上では従来の耕作と異動がないよう慎重に準備が進められたのである。小作人に対しては、代替の耕作地が「換地」として配分されることになった。

しかし、この手続きを踏んでいく際に、換地の地番やその耕作の権利を証明する証書の取り交わしが行われる段になって問題が生じた。前年以来係争中であったこともあり、この手続きは、耕地整理組合と小作人組合の間で行われたが、その証書に当たるものが、賃貸借契約書であったために、すでに訴訟問題になっている係争地に関して、耕地整理を表向きの理由にして、小作人に賃貸借契約を締結させんとしているということで、紛争が再燃することになったのである。

争議の発生

賃貸借契約書の問題をきっかけに再燃した地主小作間の紛議は、耕地整理事業の進め方そのものも争点として浮き彫りにした。すなわち、小作人組合側は、この耕地整理事業によって、区画整理が行われる中で、以前の畦畔が改廃されると田圃の区分けが不分明となり、耕作区域が分からなくなってしまうので、畔はそのまま残すことを要求した。これに対し、耕地整理組合及びそれを進めようとしていた地主側は、道水路整備をしても、畔を変えないのでは、耕地整理が意味をなさないとして、小作人側の求めに応じなかった。このため、両者の対立は深まり、4月に入ったところで、小作人組合側は、整理組合のある町役場2階に押し掛け、退去せず居座り続けた。その数、百数十名に及んだと言う。夜半になって熱田警察署から警官十数人が出動し、組合の人々もやっと撤収したという顛末であった。

しかし、この事件だけでは対立はおさまらなかった。5日後、小作人組合の人々は、

赤い鉢巻きをして、ラッパを鳴らし、旗を翳して、耕地整理の工事が進められている現場に押し寄せた。指導者らしい人が数名いたようであるが、そこに結集した多数の人々は、工事を妨害し進行を妨げるとともに、係争となった旧畔の区域に入って、一斉に耕作を始めたのである。

耕地整理組合は、工事が継続できないので県に連絡をとった。県農務課から係官が来村し、組合側の人々に説得を試みたが、そこを退く気配は見えなかった。そこで、連絡を受けた熱田警察署は、署長自らが出向き、同様に説得を繰り返し、工事を妨げることは犯罪に当たることを通告したが、組合側の強硬姿勢は崩れなかった。この膠着状態に対し、県は内務部長名で耕地整理の工事を一時中断することを命じ、小作人組合側にも、工事を中断したので係争地から退くことを勧告した。

このような状態が続き、耕地整理の進捗が阻まれることに対して、耕地整理組合の側は、連日県庁に赴き、陳情を繰り返したが、一向に解決の方向が見えないので、主だった地主の中で若手の3名、加藤徹三、下郷誠一、久野園吉が上京し、隣村鳴尾出身で、当時麻布区飯倉に居を構えていた坂本鈔之助を頼った。日本赤十字社の副社長であった坂本は、当時貴族院議員でもあり、かつて小作調査会委員であったこともあって、こういった問題に明るかったのである。そこで出身地との関係もあり、要路への仲介の労を願ったわけである。事情を聞き、先行きを憂えた坂本は尽力し、農商努省、内務省に渡りをつけ、3人は3日間、関係者を巡り歩いて陳情を繰り返した。省の大臣、次官、局長、課長らを回り歩く旺盛な活動だったようである。その際に、農商務省耕地整理課長から、小作人側がそのような実力行使で抵抗するのであれば、こちらも実力で排除して、整理を進捗させるべきではないかとの示唆を得たという。

そこで、3名の陳情団は、知多半島の親分、加古なながしに、とあるからその筋の関係者なのであろう、村の事情を話して援助を請うたという。随分乱暴な話だが、それなりに切羽詰まったことだったのかも知れない。その結果、加古は自ら陣頭に立ち、部下43名を従えて鳴海村に押し出し、それらが取り囲む中、耕地整理が進められ、5月中には第1期20町歩の工事が完成することになったという。何とも強引な手法と言わざるを得ず、これで小作人側との全面对立は決定的となった。実際に小作人側も、こういった外からの暴力の導入という地主側の措置を厳しく指弾し、そういったやり方をやめるよう求めるとともに、耕地整理組合の存在とその整理の執行の無効を訴えた文書を作成し、関係小作人の連名で当局に手渡したのである。

ここで、対立の姿勢を明瞭にしていたのは、上京陳情を行った3名の比較的所有地の多い大地主を中心とした強硬派で、尚農会に集まった人々であった。4反から5反の小地主、あるいは自作兼小地主といった層、さらには地主を兼ねる寺院などは、必ずしも隊列には加わっていなかった。それら小地主たちにとっては、直接耕作者たる小作人との日常の関係性を保つ必要もあったのであろう。

地主側の主張

ここで、鳴海町争議に関わった多くの人物の中で、争議の趨勢に大きな影響を与えた二人の人物に少し着目しておきたい。

そのうちの一人は、すでに登場した坂本鈔之助である。鳴海町の隣村にあたる笠寺村の荒井に古くからあった永井家は、八幡社の禰宜であったらしいが、その前身は新右衛門を名乗り、16世紀ごろのようだが、荒井、牛尾周辺の土地を開き、領地を得て住み着いたとされている。また、家名は同じであるが、系統は違うと言われる永井松右衛門家も、やはり古くからこの地にあり、この頃は、名望家として在地に大きな影響力を持っていた。土地の人々は、こちらを大永井と呼んだり、前者を中田村永井と呼んで区別をしていたが、ともかくこの両永井家は、この地の有力な名族であった。

ここで取り上げた坂本鈔之助は、その大永井の当時の当主、永井久一郎の弟で、明治末から大正初めにかけて名古屋市長を務めていたこともあり、鳴海の地主層たちとも関係は深く、加藤徹三ら3名が上京陳情したのもこの縁を頼ってのことであった。この坂本の仲介斡旋により陳情を重ねる中で、前述のように、3名の地主たちは、実力をもって小作人側に対峙する道を選ぶことになったわけで、そこには、この坂本の影響力が大きかったと考えられる。そこで、少し彼の考え方に触れておこう。翌1922年1月の国会で、貴族院議員の坂本は次のような質問演説を行っていた。その要旨を掲げておこう。

小作人对地主関係は幕政時代には土地は国有で、藩主は恩賞として預り、地主は地上権或は占有権を持ち、小作人は之を耕作して居った。明治維新に旧藩主は藩籍を返上されたが、藩主の恩賞と違い、地主は金銭をもって購ったもので、私有財産に相当する故地租改正に伴って地券証を獲得し、地主の土地所有権は確立した。この地主と小作人の関係は全く賃貸借であって、稀有例外を除き永小作権はない。地主と小作人の間は恰も親子の様な親しい間柄で旧藩時代から続いたのである⁽¹¹⁾。

このように、先ず旧幕時代の地主小作関係から説き起こし、近代に入ってからそこは賃貸借関係に大きく変化していて、そのため、小作人側が主張する永小作兼というものには存在しないことを強調するのである。

坂本の演説はさらに続き、地主側擁護の姿勢が浮き彫りにされる。

近頃此の温い情誼が踏みにじられ。或は小作側は多数の集団を以って要求の貫徹を図ったり、或は地主側の協議場を取囲み威嚇或は警察、役場等を襲ひ、地主を袋叩きにする等の事がある。就中岐阜、愛知両県下は事態が甚だ險悪で、それが豊凶に拘らず、小作側は党を組み、法外の減免を要求し、掟米を不納するので、已むなく地主側は掟米請求の訴訟をするが裁判は容易に解決を下さないで地主は全く窮乏生活に陥る有様である。

小作側の要求行動の無法さを強調し、そのことにより地主が窮迫しているとまで主張するのである。その上で、鳴海争議を念頭に置いていることをうかがわせる指摘が続く。すなわち「某大学の教授などが其の郷里に出入りをして、小作人側に声援を与え、大いに地主側を困らせて居ると云ふ様な事も耳にするのである。」として、雫本朗造の鳴海争議への関わりに触れていたのである。先の加藤徹三らの陳情から数か月、坂本のこの演説の背景に、鳴海争議のこれまでの経緯、その後の成り行きが、大きく影響していたことは間違いない。

坂本は、愛知県の争議状況を具体例として取り上げ、小作争議で返還された土地は69町3反、関係小作人数が245戸であったことを示し、小作問題がすなわち食糧問題であることを強調し、その対策が講じられるべきことを声高に主張する。演説は以下のように続けられる。

労働争議とは異ひ、小作争議では収穫後田地を返上、掬米は未納にし、翌春には夫れを植付けし又収穫しても掬米を完納しない有様で、一概に工業労働者並に農民を保護すると云ふ考えには注意が要る。其の国家に及ぼす影響は農民の場合は取り返しがつかない。

そして、当時の小作法草案を祖上に乗せ、政府は、小作人保護政策をとろうとしているが、その目的が「表面小作人を啓蒙善導する趣旨でも裏を返せば地主に抗争する力を強大にするものであるから」、その結果地主は土地を手放してしまったり、あるいは耕地が荒れて減収を来し、最終的には食糧問題に行き着いてしまうと結論づけるのである。この論の運び方も含め、坂本の演説には、当時の地主小作関係の在り方に対する、そして、小作法草案に示された当時の政府の姿勢に向けて、地主側が主張したかった内容がほぼ漏らさず盛り込まれていと言えらるだろう。

雫本朗造という人物と争議への関わり

坂本鈔之助が地主側の代表格とすると、終始一貫して小作人側に立って主張を展開したのが、冒頭に記した法学博士で弁護士の雫本朗造であった。雫本家も家系の流れを辿ると、前述の永井家の分かれになるので、鳴海争議に関しては、一つの家系から分かれた二人が地主、小作双方の立場に立って相対したことになるのである。

その永井家のそもそもの出自は、室町期にまで遡ると言われているが、近世に至って醸造業で財を成したことはすでに触れた。雫本家もそこから分かれ、やはり醸造業を営み財を成したという⁽¹²⁾。明治になって、この雫本家を継いだ小右衛門には5男3女があったが、その末の娘ひろが朗造の母となるのである。近世を通じて醸造業で財を築いた雫本家であったが、明治維新以後、東海道の宿駅制度もなくなり、鳴海の酒も灘の酒に圧され気味で、家運が傾き、一家は、かつての醸造場の一隅に小さな家屋を立て、逼

塞した生活を送ることになった。この間、末娘のひろが朗造と弟を出産するのであるが、その父親については定かではなく、私生児として戸籍登録されている。正式な結婚をせず設けた子どもたちだったようである。その後、この母は他家に嫁し、日ならずして早逝したため、朗造は弟ともに、祖母に育てられることになり、裁縫や機織りなどの賃仕事で生計を立てる厳しい生活を強いられることになった。祖母は、そのような境涯であることを意識してか、朗造兄弟へのしつけ、教育は殊更厳しかったが、幼い兄弟もその意を良く汲み取り、祖母に余計な心労をかけないように勉学に励んだという。朗造は5歳で百人一首を全て誦んじ、また算数にも強かったので、周囲を驚嘆させたとの逸話も残っている。その後、朗造は進学を続け、1899（明治32）年、東京帝国大学に入学、法科にあってドイツ法を学び、4年後、恩賜の銀時計を受ける優良な成績で同大学を卒業した。

1903（明治36）年、帝国大学を卒業、その年、司法官試補を命ぜられるとともに、京都帝国大学講師に就任した。翌年、助教授になるとともにドイツ留学。プロイセンのゲッティンゲン大学法科に入学。その後ザクセンのライプツヒヒ大学に移り、修学証書を得て退学した後、イギリス、フランス、イタリア、オーストリア、バルカン諸国を巡り1908（明治41）年帰国、京都帝国大学助教授に復職し、同じ年、臨時台湾旧慣調査会委員を命ぜられた。この台湾における土地調査の経験が、雉本の土地所有権に関する紛議への対し方に大きな影響を与えることになった。

争議発生後、雉本はどのようにしてそこに関わるようになったのだろうか。当時の関係者でもあった尚農会員の下郷百松の法廷証言に耳を傾けてみよう。尚、この下郷百松は、地価3000円余所有の中クラス以下の地主であった。

本件訴訟が提起されて、明日が第1回の公判という日に、年来懇意の雉本博士が東京より帰りがけに鳴海に立ち寄られまして、僕が出身地の此の地方にこんな争いが起きるのは好ましくなく、一般この地方の不利益でもあるから、地主側と小作人側に会い、何とか話がしてみたいから、君一つその場所と機会を作って貰い度いと申されますので、証人（下郷百松のこと…著者注）もそれは結構だと言ふ訳で、幸ひ今日は地主側の人が集まって居るといふことだから其処へ行行って話をしてみられたら好からうと申しますと、私一人で左様な事は出来ぬ故、町長が居られたら個人の資格で来て貰って話さうと申されたので、町長下郷竹三郎に個人の資格で来て貰ひ、博士から町長に話がありました処、町長も博士に君一つ行って地主側の人に話をしてみればどうか、余り遠くない所だと申されましたので、博士は証人に一応君から行って話をしてみても呉れと申され、当時証人も参りまして話を致しましたが纏まりませんでした⁽¹³⁾。

このように、雉本は、地主側の人々との接触を図り、先ずは話す機会を設定しようとしていたことがうかがえる。これは、後に見るように、すでに小作人側と接点を持った

上での行動であった。雉本としては、ともかく、地主小作間の対立を公判の場に持ち込むことを回避しようと考えていたのかも知れない。実際、地主側の応諾が得られなかった後、雉本は「夫れでは明日第 1 回の公判丈だ（ママ）も、延期して貰えば都合がよい」とも告げて説得しようとしていた。裁判以前に何とか間に入って仲介斡旋することにより、和解の方向性を目指そうとしていたようである。

しかし、実際には地主側とそのような接点を持つことはできなかった。先に触れたように、雉本は、これ以前に小作人側から相談を受けており、無条件で争議への支援を依頼する旨の要請を受けていた。その上で、地主側からも一任を取り付けられれば、一定の条件で落ち着かせる自信と目算があったのかも知れない。地主側の頑なな姿勢が、その可能性を摘み取ってしまったと言えるのかも知れない。

下郷百松宅を訪れ、先のような説得を行ったのが 4 月 12 日だったが、その後の雉本の行動は素早かった。翌々日の 14 日夜には、多数の小作人を集め、地主側との交渉の様子などを報告していた。荒井の西来寺に集まった大勢の小作人たちに向かって雉本は、事の顛末を語った上で、永小作権の意味などを解説、小作人側の要請に応え、支援する姿勢を明らかにしたのである。その後、京都に戻ったが、雉本の教えを受けた弁護士らを派遣し、その指導の下、訴訟を含め、全面的に支援する姿勢を明らかにし、本格的に争議に向かう態勢を整えることに力を尽くしたのである。

小作人側の主張—雉本朗造の立論

雉本の指示で鳴海町を訪れた弁護士たちは、争議状況を実見し、またその経緯を検討した上で、この年の 6 月、地主側の訴えに対する反訴状を提起した。永小作権の確認とその登記、小作料の減免慣行の重視、小作料納入期の限定などを内容としたその反訴には、雉本の小作権についての考え方がしっかりと投影されていた。

明治維新の際に、税の徴収を簡便にするためもあって、地券を発行し地主に与えた。しかし、これは法の運用の誤りであって、「土地に対し何の資金的或は労力的の付加をせずに」⁽¹⁴⁾ 小作料を収取する者、すなわち今の地主よりも、「開拓以来労力と肥料とを土地に加へ地味を向上させて来た小作人こそ、地券を獲得すべきもので」、地主は、「其他よりの収穫の若干割を掬米として取得すれば足りるのである。」

雉本のこの考えのベースには、台湾での旧慣調査の経験があった。「台湾土地調査に於ては、此の方法が実現されている」ことが強調されていたのである。台湾では日本の小作人に当たる耕作者に土地所有権を認め、地主に当たる人々には収穫の一部を取得する物権を認めるという方法を取ったのだが、雉本は「これが本然の在り方であるとの確信を持っていた」ようで、鳴海町争議においてもこの原理を適用しようと考えていたのである。

つまり、日本でも、耕地となった土地の開発の沿革をていねいに辿り、その調査を基礎にして、地券証を発行すべきだったのに、新政府は徴税の便を最優先にして、この点を疎かにした点に重大な瑕疵があったとの指摘であった。すなわち、「本来の土地に尽くし、又以後も尽くすべき主体性のある小作人を無視した処置は大いなる誤りである」と断じるのである。

これに次いで、永小作権についても、これは旧幕時代から続いている「耕作上の実権であって」、永代存続すべきもので、小作証書に記されているような「期間を定めた賃貸借」といったような「力弱い権利ではない」ことを強く主張していた。そして、「だから地主の持つ収穫分収権こそは、永小作者に於て相当の有価をもって、その消滅を請求する事が出来る」ことになるとも強調していたのである。

これらによって、小作料取収と小作権をめぐる地主小作間の対立の争点が明確になり、またその一つ一つについての小作人側の主張の論点も明らかとなった。そして、それはまた、両者全面対立の構図をはっきりさせることでもあった。

地主側の強硬姿勢—共同耕作の実施

このような形で地主小作の主張が平行線を辿る中、この年4月に地主側は加古組が四囲を見張る中、耕地整理工事を継続するとともに耕作についても、新たな手立てを講じた。すなわち、小作人組合側は、当時の争議戦術として、小作地返還を申し立て、耕作放棄によって抵抗したのに対し、地主側は、村外からの労働力を投入して共同耕作に踏み切り、何とか収穫に漕ぎ付けようとしたのである。

小作人組合は、一に旧幕以来の慣行によって維持された小作権を侵害し、耕作を妨害せざることを。二に、耕作に要した諸費用等を差し引き、残余の収穫物を地主小作双方で折半する方策を協議する機会を早急に設けること。そして、三つ目として、耕地整理組合の設立は不当で、その後の同組合の処置も適法ではないので、同組合の解散に同意すべきことの3点を掲げた要望書を提出した。

この小作人組合の強硬な姿勢に対し、尚農会に非加入の村外の大地主、下郷次郎八と、他の3、4名の小地主、あるいは寺院などがこれに応ずる返書を小作側に手交した。すなわち「一項目 掟米小作人は従前の通り変り無之こと 二項目 協議致す事 三項目 充分尽力可致事 右之通りに候也」との内容で、全面的に小作人側の要求を受け入れたものであった。村の外の不在地主で大土地所有の下郷が、下郷百松など尚農会員も含み込みながら、多くは4、5反所有の地主または自作兼小地主と、その他の寺院などを纏めながら、事態収拾に乗り出していたのかも知れない。

しかし、尚農会に属する大部分の地主はこの要求書に同意しなかったわけで、これに対し、小作人組合側は、これら地主の所有地で耕地整理組合地域内の田は返還すること

を決したのである。その面積は、約62町歩に上った。そこで耕地整理組合は「試作部」という新たな部署を設け、1期工事が済んだこれらの田は、そこで耕作することを決した。つまり地主側はこれらを共同耕作する方針を固めたのである⁽¹⁵⁾。

その際、鳴海町の係争地の中に苗代を作ると、小作人組合側から妨害される恐れがあると考えた地主側は、こういった事態も想定して、予め知多郡大高町の地主と連絡を取り合い、約20町歩分の苗代田を準備していた。そして、共同耕作分の苗代では足りないので買い入れることとし、県郡農会を通じてその手配を行っていた。

共同耕作のための人手は、伝手を頼って知多郡大府町、緒川村周辺から手耕の人足を調達し、また、賃雇いの人夫を募集により集め、何とか労働力を確保した上で、5月から耕作を開始し、7月には植え付けを終わらせることができた。先の「試作部」が手がけた植え付け地、すなわち1期分工事が完了した耕作地面積は、19町7反12歩、工事未完了で共同耕作により植え付けを行った面積は、43町9反3畝29歩であった。それに対し「草生の儘放置したもの」、つまり未耕作地は5町4反歩であったから、地主側の強硬路線は一応貫かれたと言って良いのだろう。

但し、耕地整理完了部分は牛耕で、1番起が反当3円、2番起が2円20銭、さらに均しに1円50銭が必要だった。その他は未整理田だったので、人耕で、男は1日2円50銭、女は2円以内ということで、田打ちから挿ままでに必要な人手を賄う必要があった。そして、これ以後の除草、刈取、脱穀、調整についてすべて必要人員を相応の日当で村外から雇い入れることで手当てしていったのである。この年は稲の開花期、結実期に雨が多く、9月には台風も襲来して被害を受けたため、減収を来し、反当収量は1石3斗2升というものであった。それに加えて、売却が遅れ米価が下落してしまったために、1俵平均9円26銭という安値になってしまった。結果的に、「植付遅延、及天災に依る収穫減、人夫賃金高騰、米価下落、借入金利息支払等で欠損となった」のである。共同耕作の最終的な収支勘定は、収入総額が16,518円3銭だったのに対し、支出総額は、30,397円31銭で、欠損額は、13,879円28銭という惨憺たる結果であった。

自然災害による収穫減があったとは言え、やはり費消された人件費が収支バランスを損なっていたのは明らかで、雇人や人夫賃が高む中で大きな欠損を出してしまったと言える。この共同耕作は、次年度も継続されたが、その収支勘定はほぼ同様の結果で、やはり1万円近い欠損を出す結果となったのである。地主側の強硬姿勢は貫かれたが、それは収支相償うものでは決してなかったのである。

和解への動き

尚農会に結集した地主の多くが、このような形で小作人組合側との対峙姿勢を崩さない中で、先にみたように、そこに加入しなかった下郷次郎八らを中心とした小地主たち

は、異なった働きかけを行っていた。すなわち、先の回答書に沿ってさらに踏み込んだ契約を小作人側と取り交わそうとしていたのである。下記のような内容であった。

契約書

- 第1条 地主及び小作ハ土地ニ対スル、地主ノ権ト小作人ノ掟米小作権ヲ相互ニ尊重スルコト
- 第2条 地主ハ従前ヨリ小作ヲナシタルモノニ対シ、将来永ク小作ヲ為サシムルモノトス
- 第3条 地主及小作人ハ相互ニ農事改良ヲ促進スルタメ、掟米制度ヲ左ノ如ク協定改良ス⁽¹⁶⁾

そして、3条にはさらに細かい規則が盛り込まれ、そこには、毎年の小作料について「地主小作人物代立会ノ上各字ニテ誠実ニ坪刈ヲ行ヒ之ヲ定」めることなどが明記されていた。また、土地収用がある場合は、地主は小作人にその時の土地価格で支払いを行うこと。あるいは、地主に変更があった場合、旧地主は新地主に対して、この契約を必ず履行させるよう誓約させることなどが掲げられていた。

この後、鳴海町小作争議については、県知事、内務部長、区裁判所監督判事、熱田警察署、県農会、あるいは寺院の住職などが入れ替わり仲裁、和解勧告に赴いたが、その際、この下郷次郎八らの提起した契約書は和解案の下拵えとして重要な役割を果たした。実際に、下郷次郎八らの小地主は、この契約書を小作人と取り交わし、その内容通りに双方立ち合いの下に坪刈を行い小作料決定を行っていた。尚農会に集まった強硬地主たちが、共同耕作により毎年多額の欠損を出していたことも影響したのであろうか、各所からの仲介斡旋も次第に功を奏し、この下郷次郎八らの契約書を土台とした調停案が次第に受け入れられる雰囲気、地主、小作双方に現われ、1923年、正式に両者の和解が成立した。そして、その年の10月には、収穫を前に双方から代表が出て坪刈を行い、これ以後も、毎年実施するために、地主小作連合の組織を作ることとなり、翌24年、鳴海地主小作人共和会が結成され、6年有余に渡った鳴海町小作争議も終結を見たのである。

都市の拡大＝労働市場の展開と周辺農村一まとめに代えて

第1次大戦期は、日本の資本主義にとって未曾有の経済発展を遂げた時期であった。すでに、これまでも別の機会に触れたように、名古屋や大阪を典型とする都市の経済発展にそれは良く示されている。この過程を経て、いわゆる大都市の基礎が出来上がり、その結果、中小都市も含め、周辺農村と都市との関係が新たな問題として浮上するきっかけにもなったのである。

他方、日本の農業は、明治30年代に確立する地主制の下、独特の経済構造、社会構造に覆われていた。千町歩地主を頂点に、ヒエラルキッシュな構造をもって分厚く堆積し

た地主支配は、高率小作料の重圧を伴って多くの耕作農民に押し掛かり、農村への緊縛を余儀なくさせる体制を形作っていた。労働力市場の観点から見ると、それは流動性を著しく制約する要素となり、農業者の市場間の移動はほぼ想定できるものではなかった。しかし、この時期の、中小都市を含めた都市的機能の充実及び都市域の拡大は、これまでにない労働市場の展開を促迫し、しかもそれは多くの場合、農業・農村から都市への流入という形で引き起こされた。名古屋市を見ても、1917年から10年間で、男子労働力は約1.8倍、女子労働力は2.2倍に増加しており、それらは、ほとんど周辺農村からの流入人口であった⁽¹⁷⁾。都市における労賃水準の急上昇が、農村労働力を一挙に引き寄せ、工場へと向かわせた。それは、また他面、農業・農村からのプッシュとも言える側面を持っていた。地主制の重圧は高額の小作料を耕作農民に強いたわけだが、それら土地を持たない小作業者は、つまり土地に緊縛されないという一面も持っており、より有利な賃金保証が約束されれば、労働力としての移動も厭わない存在でもあったのである。彼我を比較考量し、生産性が低く、重労働で劣悪な労働環境、そして低賃金の農業労働を捨てて、工場の煙突を目指して移動することが可能な労働力だったのである。雑本の耕作権保障を立論の根拠とした、永小作権に基づく耕作の有価保障の考え方も出発点と論理立ての筋道に違いはあるものの、農業労働についての正当な対価補償という点では共通しており、そして、そこから導き出された支給額もほぼ同等の水準だったと言えるだろう。

しかし、ここで、新たな問題として急浮上したのは、零細作圃制の日本農業にあって、僅かな土地を所有しながら、それでは生計を維持できないために、小作経営も行わなければならない、数の上で相当数に上る自小作層、あるいは、零細な所有地で逼迫した経営を行っている小規模自作農は、都市に誘引されて農村を立ち去るわけには行かない存在であった。そして、その立ち位置で、農業経営の不採算性を身に染みて実感しなければならない立場であった。こういった零細土地所有の多くの農業者が生み出されたことが、この時期の農業、農村の核心部分であった。

本稿では、争議実態に分析のウエイトを置いたので、最後にこの点に少し触れておこう。そもそも鳴海町で争議状況が生まれたのは、やはり名古屋の都市的發展、すなわち、当時の資本主義の経済發展が背景にあった。例えば、本論でも触れたように、愛知電気鉄道の延伸は乗降客を急増させ、1917年からの5年間で、乗客数で8倍、運賃で11.1倍という途轍もない増加を記録していた。今、ここで問題としている鳴海、有松などの沿線から、それだけの働く人々が名古屋市街を目指して通勤していたのである。実際に、鳴海争議との関係でも、係争中で耕作が間々ならなくなっても、「欧州戦争の好景気の為に工場労務や、土木事業が盛んになったので日当かせぎで一面は却って日々の生活が楽になった人もいる」⁽¹⁸⁾と言われたように、当時の都市労働は、周辺農村に十分な現金収入をもたらしていたのである。

本論の中で、地主側の代表格として取り上げた坂本鈔之助も、国会演説の中でこの点に触れ、「此様に（小作争議が…筆者注）愛知県に多数であることは、名古屋市中心に工業が発展し、農民が工員に転換し、収入を比較すると農業利益が非常に低い為めと相俟って、今後争議が年々増加することは事実で容易ならぬものです」⁽¹⁹⁾と、鳴海町争議の原因を的確に言い当てていた。

都市の工業の発展は労働市場の展開をもたらし、必要労働を確保するために高い賃金水準が設定されることになった。そして、その一方で、農業は薄利なため、争議が発生する。それはつまり、「農民が工員に転換する」という直接的な労働力流出だけでなく、都市近郊にあって高い労賃水準を目の前に見せつけられても、工員に転換できない農民が、自らの農業経営でそれに見合った利益を実現しようと要求を強めることに繋がっていった。それ故、坂本鈔之助は、「今後争議が年々増加する」という、貴族院議員にとっては黙過できない将来予測を立てざるを得なかったのである。農村秩序の安定を偏に願う為政者側の、そして地主側の坂本だからこそそのリアルな、的を射た現状分析になっていたと言えるだろう。鳴海町争議の実際の経過、あるいはその渦中にあった当事者そのものの発言からは、そのような実情が直接語られることはなかったが、争議の顛末の中には、このような時代状況が映し出されていたと言えるだろう。そして、実質的な小作料減額、すなわち、その結果、同等とは行かないまでも、都市労賃水準の上向に少しでも近づけるような農業利益の獲得が一定達成されたところで、争議が終息したことがそのことを良く示していたと言えるだろう。

注

- 1 雉本朗造については、永井勝三編『法学博士 雉本朗造先生小伝』雉本博士銅像維持会・鳴海土風会（なるみ叢書 11冊）1963年
- 2 I 大戦期の資本主義の発展と小作争議を取り扱った先行研究は多数にのぼるが、ここでは本論の分析視点との関係で、都市発展説とも言える田崎宣義氏の説を挙げて置く。田崎宣義「戦間期農業問題論ノート」『地域社会発展に関する比較研究』一橋大学社会学部1993年。同「都市化と小作争議—都市発展説序説」『一橋大学研究年報 社会学研究』26号 1988年。また、他には、農民的小商品生産の進展が争議発生の原因ではなく、その終息に意味があった点を実証しようとしたものとして、同「都市化と地主小作関係の変容」田中浩編『現代世界と国民国家の将来』御茶の水書房 1990年。さらに、明治期の大阪府の分析により、都市化と農業・農村の変化を非経済領域にまで踏み込んで分析しようとしたものとして、同「都市化と農村—明治期の大阪府を事例に」『一橋論叢』1991年2月号がある。また、都市と農村の関係性に特に焦点を当てたものとして、同編『近代日本の都市と農村—激動の1910—1950年代』青弓社 2012年。
- 3 名古屋市を事例として、この時期の都市と農村の実情についてはこれまでも分析の対象としてきた。ここで取り上げる鳴海町争議についても、政策分析の視角から触れている。拙著『戦前日本農業政策史の研究』日本経済評論社2003年。また、名古屋市の経済発展と争議については、拙稿「第一次世界大戦期の都市化の進展と小作争議」前掲田崎編『近代日本の都市と農村』
- 4 拙稿「日本における戦時統制経済の実態—中小工業問題を通して」『白梅学園大学・短期大学紀要48号』2012年。
- 5 前掲拙著『戦前日本農業政策史の研究』及び拙稿「第一次世界大戦期の都市化の進展と小作争議」。
- 6 愛知県愛知郡鳴海町『小作争議史概要』鳴海町土風会（なるみ叢書 8冊）
- 7 前掲『小作争議史概要』。尚、以後、とくに断らない限り争議状況及び経過については同書より。
- 8 同前。次の引用も同じ。
- 9 愛知県愛知郡鳴海町役場『大日本国郡誌編輯材料』鳴海町土風会（なるみ叢書 第4冊 1963年）。
- 10 前掲『小作争議史概要』
- 11 同前。次の演説内容も同書より。
- 12 前掲永井勝三編著
- 13 同前。次の引用も同書より。
- 14 同前。この小作権についての雉本の主張に関する引用も同書より。
- 15 前掲『小作争議史概要』。耕地整理組合の共同耕作についても同書より。
- 16 同前。この契約書の3条の各項についても同書より。
- 17 前掲拙稿「第一次世界大戦期の都市化の進展と小作争議」
- 18 前掲『小作争議史概要』。
- 19 前掲永井勝三編著

